

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（351））
2. 日時：平成29年9月15日 10時00分～11時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、
穂藤保安規定係長

（火災対策室）

三浦室長

（システム安全研究部門）

加藤技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他7名

5. 要旨

- （1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」及び「26条 原子炉制御室等」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜火災による損傷の防止＞

- 単一故障を考慮した原子炉停止の評価について、現場のケーブル火災も含め評価対象事象の抽出をしたことがわかる記載に修正して提示すること。また、基準要求をどのように解釈して評価したのか再整理して提示すること。
- 火災影響軽減のため機器の間を隔壁で仕切った箇所について、一部開放している箇所の火災影響評価の担保（延焼物を置かない等）の考え方を整理して提示すること。
- アクセスルート変更に伴う階段等の追加の状況を反映して提示すること。
- 火災区域内における系統分離及び設備移設の実施可否の判断根拠を整理して提示すること。（「設置許可基準規則12条第3項の要求事項である試験又は検査ができること」を踏まえて整理して提示すること。）

- （2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（火災影響軽減における区分分離について）
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（審査会合コメント回答）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（火災による損傷の防止について）
- ・ 東海第二発電所 原子炉制御室等
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（DB26条 原子炉制御室等）